

平成 27 年 12 月 8 日

公益財団法人日本ダウン症協会  
代表理事 玉井 邦夫 様

茨城県知事 橋本 昌  
茨城県教育委員会教育長 小野寺 俊

日頃から、本県の教育にご理解ご支援をいただき感謝申し上げます。  
また、この度は貴重なご意見ありがとうございます。  
大変遅くなりましたが、お寄せいただいた質問及び要望事項について下記のとおり回答いたします。

## 記

- ① 18日に開催された県総合教育会議において、長谷川教育委員の上記発言がなされた経緯及び発言の正確な内容及び趣旨、上記発言に対する他の出席者の対応

(回答) 11月18日の総合教育会議において、「教育に関する大綱(案)」を議題として、各教育委員の方からご意見等をいただきましたが、この大綱(案)についてのご意見が出尽くしたので、私から大綱(案)以外のことでもいいので何かあればご意見等を求めた際に、長谷川智恵子前教育委員から特別支援学校に係る発言がありました。

発言の正確な内容、趣旨及び発言に対する他の出席者の対応については、別添議事録のとおりです。

- ② 朝日新聞の記事によれば、橋本知事は、長谷川教育委員の発言について「問題ない」と話したとありますが、橋本知事の発言の正確な内容及び趣旨

(回答) 先月18日に開催いたしました県総合教育会議において、長谷川前教育委員から「妊娠の初期にもっと分かるようにできないか。生まれてきてからでは本当に大変。」「県としても大変な予算だろう。」といった内容の発言がありました。これは、ご自分の娘さんが、フランスで高齢出産した時に、妊娠が判明した際すぐ出生前検査を受けた経験を踏まえての発言と聞いております。

私は、同日の退庁時に一部の報道機関から歩きながら取材を受けましたが、長谷川氏の発言全てを「問題ない」と言ったのでは決してありません。何度も同じ趣旨の質問を受け、私はその都度「事実を知って産むかどうかを判断する機会も得られるのは悪いことではないのではないか」ということを繰り返した上で、そういう意味ではそれ程問題が多いとは思わないと話したところです。

母体保護法施行後においても、日本医学会が認定した施設において、慎重な手続きのもと

新型出生前診断が行われており、多数の人が受診しているところから、このような答えをいたしました。

ただ、その際、それは当然母体保護法の下で行われるものであることについては触れなかったため、私の考え方が十分伝わらなかったことについては、大変遺憾に思っております。

出生前診断については、それを容認する人もいれば、授かった生命は親であっても自由にしてはならないとして必要性を認めない人もおられます。

出生前診断については、国、個人、時代などにより考え方が異なっているように思われますので、私は総合教育会議の中でも、倫理観に関する問題であると繰り返し申し上げたところであります。

今回、新型出生前診断については、生命（いのち）の選別につながる可能性があるというご意見を多くの皆様からいただく中で、私も生命倫理という観点から疑問を感じましたので、発言を撤回させていただいたところでもあります。

長谷川前教育委員の発言や、それに関する私の発言等により、障害のある方はもとより多くの関係者の皆様に不快感や苦痛を与えましたことを深くおわび申し上げます。